

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【公開番号】特開2020-104019(P2020-104019A)

【公開日】令和2年7月9日(2020.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-027

【出願番号】特願2020-71423(P2020-71423)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月1日(2020.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を制御する第1基板と、

遊技に伴う遊技媒体の払出を制御する第2基板と、

前記第1基板を収納する第1収納部と、

前記第2基板を収納する第2収納部と、

前記第1基板が搭載される遊技機に関する所定の名称情報が表示された第1シールと、

第1記入欄及び第2記入欄が設けられた第2シールと、を備え、

前記第1ケースには、前記第1シールと前記第2シールとが貼付され、

前記第2ケースには、特定情報が表示された第3シールが貼付され、

前記第1基板が前記第1収納部に収納されているとき、前記第1シールを介して前記第1基板の電子部品を実装した実装基板面が視認可能であり、前記第2シールを介して前記実装基板面が視認可能であり、

前記第2シールは、所定の加工が施されており、前記第3シールよりも前記第1基板の視認性が低いことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

従来、遊技機の制御基板を収納する基板ケースは、ケース部材を2つ組み合わせて構成されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

制御基板は、これらケース部材の制御基板収納部を組み合わせて形成される収納空間内

に収納される（例えば、特許文献1参照）。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2010-167124号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

しかしながら、従来の遊技機では、例えば、制御基板又は基板ケース等に対する不正行為が行われる可能性が残っており、当該不正行為の結果、遊技機本来の遊技性能が担保されないことで遊技者に正常な遊技を提供することが困難な虞があった。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の目的は、不正を早期に発見可能とし、遊技者に対して正常な遊技を提供することである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【適用例1】

上記課題を解決するため、本願の適用例1の遊技機は、遊技を制御する第1基板（501）と、遊技に伴う遊技媒体の払出を制御する第2基板（1811）と、前記第1基板を収納する第1収納部（1803）と、前記第2基板を収納する第2収納部（1813）と、前記第1基板が搭載される遊技機に関する所定の名称情報が表示された第1シール（1561）と、第1記入欄及び第2記入欄が設けられた第2シール（1560）と、を備え、前記第1ケースには、前記第1シールと前記第2シールとが貼付され、前記第2ケースには、特定情報が表示された第3シール（1816）が貼付され、前記第1基板が前記第1収納部に収納されているとき、前記第1シールを介して前記第1基板の電子部品（595）を実装した実装基板面が視認可能であり、前記第2シールを介して前記実装基板面が視認可能であり、前記第2シールは、所定の加工が施されており、前記第3シールよりも前記第1基板の視認性が低いことを要旨とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、不正を早期に発見可能とし、遊技者に対して正常な遊技を提供するこ
とができる。